

## 児童手当支給事務における保有個人情報の外部提供の適否について

### 1 経緯

沖縄県那覇県税事務所が、子育て支援課が「児童手当支給事務」で保有する個人情報のうち、沖縄県那覇県税事務所の指定した者に係る平成30年2月の児童手当の支給状況及び支払先金融機関口座の情報を県税事務所の滞納処分事務のため地方税法第20条の11（官公署等への協力要請）を根拠に提供を求めてきたものがある。

### 2 照会の理由

子育て支援課では、児童手当法第15条の規定により、児童手当は差し押さえることができないことから、滞納処分の具体的理由について、沖縄県那覇県税事務所に対し電話確認したところ、当該対象者の児童手当の振込口座を調査し、児童手当を除く部分の差し押さえを行うためである、との回答を得たものである。

### 3 根拠法等

地方税法第20条の11では「徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」と規定されており、一般的に秘匿の必要性がなく、徴税吏員に資料を開示しても行政目的を阻害する恐れがない資料について、官公署等に対するこれらの資料の収集等についての協力要請の法的根拠を与えようとするものである。

また、「地方税法逐条解説（一般財団法人地方財務協会編集兼発行）」によれば同規定は、地方公務員法等に規定された守秘義務を解除するものではなく、さらに税関係情報については特に秘密を守る必要性が高いとされることから、職務上秘密とされた事項については、この規定に基づく協力要請があったというだけでは開示できないものであることに留意する必要がある、とされている。ここで、「税関係情報」とあるのは、同書が、徴税吏員間の税関係情報の共有を前提としているためであると考えられる。そして、徴税吏員間であっても、当該規定に基づく協力要請だけでは、税関係情報を開示できないとされていることから、今回の議題である児童手当支給状況等について当該規定を根拠とする情報公開を行おうとした場合、更に慎重な対応が求められると考えられる。よって、保有個人情報の外部提供の適否等について審

議会の意見を伺うものである。

#### 4 外部提供する保有個人情報

氏名、性別、住所、生年月日、児童手当の交付の有無、有の場合は平成30年2月の児童手当の支給状況及び児童手当の振込口座

#### 5 その他

##### (1) 近隣市の状況

近隣市の状況は、以下のとおり。

市名	外部提供の可否
東大和市	実績なし
立川市	実績なし
昭島市	実績なし
福生市	実績なし
羽村市	実績なし

※外部提供の可否について児童手当担当課へ電話による確認を行った。

##### (2) 参考条文

地方税法 (官公署等への協力要請) 第20条の11 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。	参考
--	----

児童手当法 (受給権の保護) 第15条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。	参考
---	----